

東京都立調布特別支援学校 いじめ防止基本方針

平成27年4月1日
校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

教育活動全般を通して教員と児童・生徒の信頼関係、児童・生徒が互いに尊重し合える人間関係を育てる。

(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動の促し

いじめはどの学校でも起こり得るという認識の下、いじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、いじめ問題解決に向けて取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本的な考え方を踏まえ、在籍する児童・生徒の保護者、地域、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 東京都立調布特別支援学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止、早期発見及び対処等を効果的に行うために、東京都立調布特別支援学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

(ア) いじめ防止基本方針の策定・修正に関すること。

(イ) いじめの未然防止に関すること。

(ウ) いじめの早期発見に関すること。

(エ) いじめの事案の確認と早期対応に関すること。

(オ) いじめの重大事態への対処に関すること。

ウ 会議

4月に一回開催するほか、必要に応じて校長が招集、開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、学部主任、生活指導主任、保健給食部主任、保健担当主任、必要に応じて担任等

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校は、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

(ア) 東京都立調布特別支援学校におけるいじめ防止対策の把握及び助言

(イ) 東京都立調布特別支援学校いじめ対策委員会への助言

ウ 会議

年3回(毎学期)開催

エ 委員構成

学校運営連絡協議会協議委員と兼務

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 児童・生徒が、心の通い合う対人関係を築くことができるよう、児童・生徒の発達段階・障害特性に配慮しながら、教育活動全般を通して道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- イ 教職員の言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について細心の注意を払う。
- ウ 児童・生徒の発達段階・障害特性だけでなく日常生活の様々な変容について、保護者と情報を共有し、健康で安全な学校生活が送れるようにする。

(2) 早期発見のための取組

- ア いじめを積極的に認知できるようにするため、校内巡視等を通して日常的に児童・生徒の観察を徹底する。
- イ いじめを積極的に認知できるよう、校内委員会等を通して、児童・生徒の状態の情報の確認・共有を図る。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要があると認めるときは、保護者と連携を図りながら、別室で学習する等の具体的な対応を図る。
- エ いじめの事案に関する情報を関係保護者と共有するための必要措置を講ずる。

(4) 重大事態への対処

- ア 当該事案に対応する調査を実施し、児童生徒の発達段階・障害特性を十分に考慮した上で、事実関係を速やかに把握する。
- イ いじめの被害を受けた児童・生徒や情報を提供した児童・生徒を守るための措置を講ずる。
- ウ いじめの加害児童・生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。

5 教職員研修計画

- (1) 学部会・学年会で、特別支援学校で想定される事例とその対処等、いじめに関する研修に取り組む。
- (2) いじめ・体罰・人権問題・ハラスメントを含めた服務事故防止と一体化した研修を年3回以上計画し実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 全校保護者会、学校便り等を通して、本校のいじめ防止に向けた取組について説明する。
- (2) PTA四役会及びPTA運営委員会で情報交換を行い、いじめ防止に対する意識を高める。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 「東京都立調布特別支援学校 いじめ防止基本方針」はいじめの未然防止及び早期発見のため、学童クラブや放課後等デイサービス機関との情報共有を図る。
- (2) 早期対応・重大事態への対処が必要な場合は、児童相談所等の福祉機関や医療機関及び心理の専門家等と緊密な連携を取り、必要な情報や助言を得る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 「東京都立調布特別支援学校 いじめ防止基本方針」は本校ホームページで公表する。
- (2) 学校評価にいじめ防止等に関する項目を設ける。
- (3) 「東京都立調布特別支援学校 いじめ防止基本方針」は、毎年度評価し、必要な改訂を行う。